

令和5年度 城西川越での学校生活について(5月8日～)

新型コロナウイルス感染症が、5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行されることになりました。これに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。この改定を基に4月からの本校での学校生活での対応を1～7に示します。

新学期も引き続き警戒度を高く保ち、感染症対策を徹底していきますので、ご協力をお願いします。

1. マスク着用について

○生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。(着脱については任意)

※生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。

※通勤ラッシュ時等混雑した公共交通機関を利用する場合、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、マスク着用を推奨する。

2. 健康観察について

○引き続きご家庭で健康観察を徹底してください。(学校で毎朝の「体調観察票」の提出は求めない。)

○宿泊行事があるときは、一定期間「体調観察票」の記入を実施する。

○~~部活動の大会等出場の際は、部活動顧問指導の下、一定期間「体調観察票」の記入を実施する。~~

3. 消毒について

○教室毎に手指消毒液を設置する。

4. 出席について

○別紙・『新型コロナウイルス感染症5類感染症への移行後のガイドライン』を参照。

※~~本人の体調不良(発熱等風邪症状がある場合)による欠席は、出席停止扱とする。~~

※発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合には、無理せずに自宅で休養し、医療機関での受診をお願いします。

5. 授業について

○生徒がグループワーク等を行う場合、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。

大声での会話や近距離での向かい合っでの発声は控える。共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、生徒同士は触れ合わない程度の距離を確保する。

6. 食事をとる場面について

○昼食等の食事をとる場合は、食事の前後に手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意をする。向かい合う場合、生徒同士は一定の距離を確保する。

7. 部活動について

○部活動のガイドラインに従い実施する。(ガイドラインは改訂)